

水産庁長官 神谷 崇



新年あけましておめでとうございます。

令和5年新春を迎えるに当たり、所感の一端を申し述べ、年頭の御挨拶とさせていただきます。

昨年は、海洋環境の変化を背景とする主要な魚種の不漁が長引く中、アサリの産地偽装に始まり、ウクライナ問題の勃発などの影響による燃油や飼料価格の高騰、相次ぐ台風の襲来や赤潮の発生などの自然災害に見舞われるなど、漁業者や水産加工業者などに大きな影響がありました。水産業を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、新たな時代を切り拓いていくためには、引き続き水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、将来を担う若者にとって漁業を魅力ある産業としていくことが求められています。

こうした中、昨年3月25日に新たな水産基本計画を策定し、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」、「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」、「地域を支える漁村の活性化の推進」を施策の柱として位置付け、各般の施策を推進していくこととされました。本年も同計画に基づき、資源管理ロードマップに従った資源調査・評価体制の整備、科学的知見に基づく新たな資源管理、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成、スマート技術の利活用、養殖業の成長産業化、海業等の振興や防災・減災、国土強靱化の取組などを積極的に推進し、水産政策改革を更に確固たるものとしてまいります。

昨年12月には、水産流通適正化法を施行しました。本法律では、①国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種について、漁業者等による行政機関への届出、漁獲番号等の伝達等を、②国際的なIUU漁業防止の観点から本法律による輸入規制を講じる必要がある魚種については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を、それぞれ義務付けており、この法律の適正な運用を通じて違法漁獲物の流通防止に努めてまいります。

また、水産物の消費拡大を官民協働で推進するため、毎月3日から7日までを「さかなの日」に制定しました。水産資源は元来持続可能な資源であること等から、魚を選択して食べることは、SDGsの持続可能な消費行動であるため、「さかな×サステナ」を「さかなの日」のコンセプトにしています。この「さかなの日」を浸透させ、民間企業等における水産物の消費拡大に向けた取組をより一層推進します。

改正漁業法における資源管理は、科学的な資源評価に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とした数量管理を基本としています。このため、資源管理のロードマップに従って、新たな資源管理システムの構築を着実に進めています。資源評価の対象を192種に拡大し、T A

C魚種拡大に向け検討部会等で議論を進めるとともに、大臣許可漁業にはI Q管理が順次導入されています。新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力を得るため、引き続き、丁寧な意見交換に努めてまいります。

水産改革を円滑に進めるためには、ICTやAIの活用が不可欠です。このため、資源管理や資源評価の高度化の前提となる漁獲情報の収集や、漁業法に基づく漁獲報告等を電子的に収集する体制を整備するとともに、ICTを活用した漁場の見える化など、生産性や収益性の向上に資するスマート水産業を推進してまいります。

養殖業については、「養殖業成長産業化総合戦略」に基づき、生産者が需要に応じた計画的な生産を行うマーケット・イン型養殖業を引き続き推進するとともに、種苗や飼料の脱天然、脱輸入に対する取組や、養殖コストの低減に資する取組などの支援により、養殖業者の体質強化を推進していきます。これらにより、本年も引き続き官民一体となって、養殖業の成長産業化に取り組んでまいります。

「みどりの食料システム戦略」は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための新たな政策方針として、令和3年5月に策定されました。水産分野では、水産資源の適切な管理、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖生産体制の構築、漁船の電化・燃料電池化等に取り組んでまいります。

漁港漁場整備長期計画に基づき、水産業・漁村を取り巻く課題に対応するため、水産基盤の整備を強力に進めてまいります。具体的には、拠点漁港への機能集約や衛生管理対策等の機能強化、養殖場・漁港の一体整備による養殖生産拠点地域の形成を図り「水産業の成長産業化」を後押ししていきます。また、海洋環境の変化に適応した漁場の整備や災害リスクへの対応力強化による「持続可能な漁業生産の確保」の実現に向けて取り組んでまいります。

この他、漁村の魅力と所得の向上を図るため、水産物の生産・流通という従来の漁港の役割を引き続き発揮しつつ、これらと調和の取れた形で海業を推進してまいります。具体的には、海業に取組むにあたり活用可能な支援策をまとめた海業支援パッケージの作成、海業振興モデル地区の先行事例を創出、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするための新たな仕組みの検討等を進めてまいります。

外国漁船等による違法操業の対策については、昨年新たに増隻した大型取締船をはじめとする取締船の装備の充実など、引き続き漁業取締体制の強化を図ります。

特に大和堆周辺水域については、我が国漁業者が安心して操業できるよう海上保安庁等と連携しながら万全の対応をとってまいります。

さらに、二国間協定に基づき外国漁船が我が国水域で操業する場合には、漁獲量など操業実態を的確に把握するため、立入検査等の取組を進めてまいります。

また、今年商業捕鯨が再開して5年目になります。捕獲枠の拡大、鯨肉需要の増大、採算性の改善など、まだまだ克服すべき課題は多々ありますので、これまでの商業捕鯨をしっかりと検証し、課題を一つ一つ解決して、商業捕鯨が一日も早く軌道に乗るよう、関係者の皆様と協力しながら、しっかりと取り組んでいく所存です。

以上、年頭に当たり、本年の取組の方針の一端を述べさせていただきました。今年も、現場の皆様のご意見を伺いながら、水産業の持続的な発展に向けて最大限努力してまいりますので、引き続き、皆様方の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様方の御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。